

開催要綱の改正について

令和8年2月6日
東海地域デジタルインフラ整備・活用推進協議会
事務局

主な改正箇所（抜粋）

<目的>

改正前

東海地域における「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、光ファイバ、5G等の通信インフラ整備に資するため、自治体、通信事業者等とのデジタル実装とインフラ整備のマッチングを推進する。

改正後

「デジタルインフラ整備計画2030」の方針を踏まえ、東海地域において、自治体や通信事業者等による地域ニーズに応じたデジタルインフラの整備、これを用いた地域や社会の課題解決に資する先進的なソリューションの創出・普及を一体的に推進する。

<取組事項>

改正前

- (1) 光ファイバ・5G共通事項
 - ① 地域ニーズ等と通信事業者の整備計画・整備意向とのマッチング
 - ② 潜在的なニーズの発掘・具体化と最適なデジタルツールのマッチング
- (2) 光ファイバ関連事項
 - ① 学校・公共施設の所在地への整備
- (3) 5G関連事項
 - ① 公有財産等で基地局を設置可能な施設のデータベース化及び共有
 - ② 公有財産等での基地局設置に際し、設置候補箇所での光ファイバや電源確保について検討
 - ③ 補助事業の活用により優先して整備する箇所を選定
- (4) その他「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に関する事項

改正後

- (1) 光ファイバ・モバイルネットワーク共通事項
 - ① 地域ニーズ等と通信事業者の整備計画・整備意向とのマッチング
 - ② 潜在的なニーズの発掘・具体化と最適なデジタルツールのマッチング
- (2) 光ファイバ関連事項
 - ① 自治体の整備意向に基づく未整備地域へのインフラ整備の推進
 - ② 公設設備の民間移行の促進
- (3) モバイルネットワーク関連事項
 - ① 非居住地域を含めた地域のニーズを踏まえたインフラ整備の推進
 - ② 補助事業の活用により優先して整備する箇所を選定
- (4) 地域や社会の課題解決に資する先進的なソリューションの創出・普及の一体的推進
 - ① 関係省庁との連携による地域課題解決プロジェクトの推進
 - ② 地域課題ニーズや有効なソリューション等のマッチングの実施
- (5) その他
本協議会で取り組むことが適当と認められる事項

<構成機関>

改正前

(自治体)
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市、静岡市、浜松市、
本協議会に継続的に参加することを希望する東海地域の市町村

改正後

(自治体)
東海4県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）、
東海4県の市町村

1 目的

「デジタルインフラ整備計画2030」の方針を踏まえ、東海地域において、自治体や通信事業者等による地域ニーズに応じたデジタルインフラの整備、これを用いた地域や社会の課題解決に資する先進的なソリューションの創出・普及を一体的に推進する。

2 名称

本協議会は、「東海地域デジタルインフラ整備・活用推進協議会」と称する。

3 取組事項

(1) 光ファイバ・モバイルネットワーク共通事項

- ①地域ニーズ等と通信事業者の整備計画・整備意向とのマッチング
- ②潜在的なニーズの発掘・具体化と最適なデジタルツールのマッチング

(2) 光ファイバ関連事項

- ①自治体の整備意向に基づく未整備地域へのインフラ整備の推進
- ②公設設備の民間移行の促進

(3) モバイルネットワーク関連事項

- ①非居住地域を含めた地域のニーズを踏まえたインフラ整備の推進
- ②補助事業の活用により優先して整備する箇所を選定

(4) 地域や社会の課題解決に資する先進的なソリューションの創出・普及の一体的推進

- ①関係省庁との連携による地域課題解決プロジェクトの推進
- ②地域課題ニーズや有効なソリューション等のマッチングの実施

(5) その他

本協議会で取り組むことが適当と認められる事項

4 構成及び運営

- (1) 本協議会の構成機関は、別紙のとおりとする。
- (2) 本協議会は、必要に応じ構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- (3) 本協議会は、必要に応じ構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (4) 会合の開催日時、議事、出席者の構成、開催方法等は、事務局が必要に応じ構成機関等と調整し定める。
- (5) 会合は年に1～2回程度開催する。また、必要に応じ地域（県別等）別、分野（光ファイバ、モバイルネットワーク等）別の会合を開催する。
- (6) 本協議会では、通信事業者の整備計画に係る詳細な情報や整備箇所の選定に資する情報などを取り扱うため、会合は原則非公開により開催する。
- (7) 事務局は会合終了後速やかに議事概要を作成し構成機関間で共有する。
なお、作成した議事概要、配布資料等とともに原則公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合は、議事概要、配布資料等の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (8) その他、本協議会の運営に必要な事項は東海総合通信局が定める。

5 開催期間

本協議会の開催期間は、当面の間とする。

6 その他

本協議会の事務局は、東海総合通信局情報通信部情報通信振興課、無線通信部電波利用企画課及び陸上課がこれを行うものとする。

「東海地域デジタルインフラ整備・活用推進協議会」構成機関

1 構成員

（自治体）

東海4県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

東海4県の市町村

（通信事業者）

N T T 西日本株式会社

中部テレコミュニケーション株式会社

日本ケーブルテレビ連盟東海支部

株式会社N T T ドコモ

K D D I 株式会社

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

（国の機関）

農林水産省関東農政局

東海農政局

総務省東海総合通信局

2 オブザーバー

（インフラシェアリング事業者）

株式会社 J T O W E R

住友商事株式会社

Sharing Design株式会社

（基地局設置協力事業者）

日本郵便株式会社

（有識者）

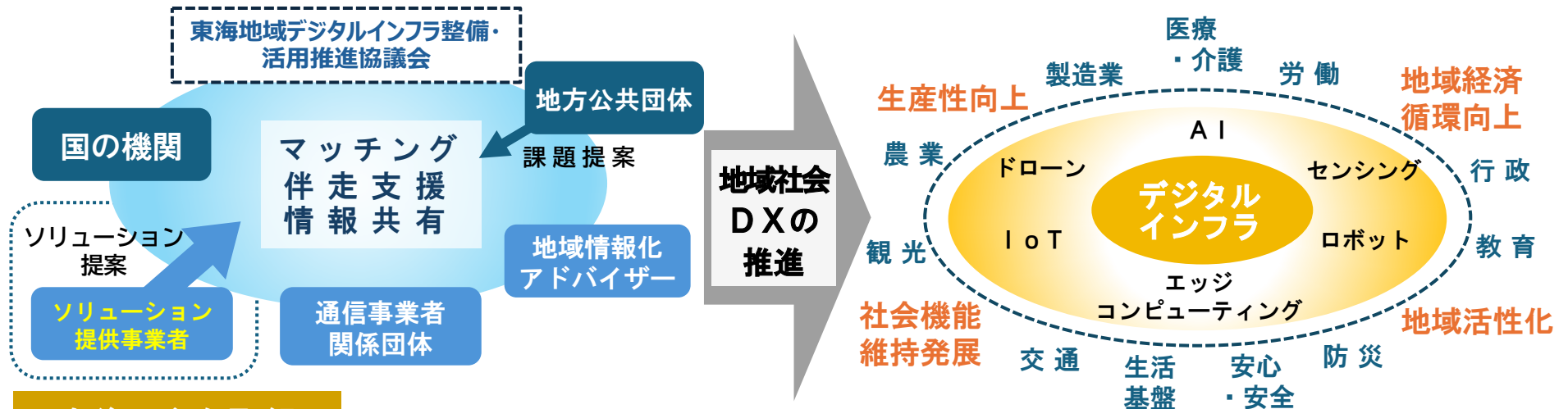
東海管内に活動基盤を持つ地域情報化アドバイザー

（事務局）東海総合通信局

目的

「デジタルインフラ整備計画2030」の方針を踏まえ、デジタル人口減少・少子高齢化等が進展する中でも、社会機能を維持・発展させ、地域住民の生活を支えるため、東海地域の国の機関、地方公共団体、通信事業者、関係団体等と連携して、地域のニーズに応じたデジタルインフラ整備と、それを用いた先進的なソリューションの創出・普及を一体的に推進し、デジタル技術の徹底活用による地域や社会の課題解決の取組を支援する。

活動イメージ



今後の主な取組

地域課題の把握（アンケート調査等）とその解決に資するデジタル技術を活用したソリューションの提案

地域や社会の課題解決の取組を支援

先行事例を共有するセミナー・勉強会等の開催

今後、東海地域の全市町村に、構成員として本協議会の取組に参加いただく。

今後の取組（案）

インフラ整備

インフラ整備の要望



地方公共団体と事業者との個別協議



インフラ整備



具体的取組

◆ 補助事業の制度説明等（第8回地域協議会）

時期：令和8年2月6日
 内容：デジタルインフラ整備事業の補助内容や地方債による充当条件等の詳細説明、総務省デジタルインフラ整備要望調査への回答の協力依頼

◆ デジタルインフラに関する調査

● 光ファイバ整備に関するもの
 時期：令和8年1月～6月
 内容：未整備エリアの整備要望、公設設備の民間移行の状況 等

● 携帯電話エリア等整備、電波遮へい対策に関するもの
 時期：令和8年3月～5月
 内容：不感地帯の整備要望 等

⇒ 調査の結果、個別協議が必要と認められるものは、地域協議会で取り扱う

地域社会DXの支援

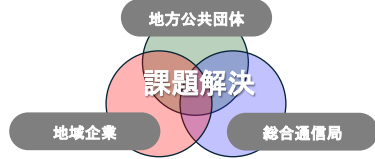
DX推進に向けたお困りごと



DX担当者

- どのような先進技術があるのか分からない。
- 技術を持つ企業の話聞いてみたいが接点がない。
- 実際に整備された設備を見てみたい。
- その担当者の話を聞いてみたい。

協議会を情報共有・相談の場に



地域課題の解決（例）



具体的取組

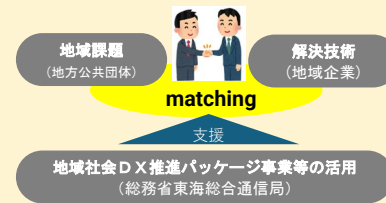
◆ 市町村へのアンケート・ヒアリング

時期：令和7年11月～令和8年6月（予定）
 内容：具体的な地域課題及びその解決の把握、東海総合通信局による伴走支援に対する要望の把握 等

⇒ 把握した結果、要望に応じてソリューションや地域社会DX推進パッケージ事業とのマッチング、伴走支援を実施

◆ 勉強会

時期：令和8年5月下旬～7月下旬（予定）
 内容：地域課題の紹介、解決ソリューションの紹介（ベンダー/CATV事業者等）、各種支援策の紹介 等



◆ セミナー

時期：令和8年2月18日
 内容：農業分野における課題解決事例の紹介（総務省補助事業等）



セミナーの狙い

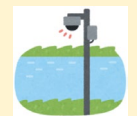
- ☑ 先進事例の横展開
- ☑ 他省等の施策紹介
- ☑ 地域における更なる連携強化 など

◆ 視察会

時期：令和8年秋以降（予定）
 内容：東海地域の先行事例等の視察
 例 ミトマの自動収穫（知多メディアス/クイーン）



農業DX（農業散布）



防災DX（河川水位監視）